

農林水産省補助事業

平成27年度農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業

第1回研修会

コミュニティ

2015年7月17日

認定NPO法人 環境エネルギー政策研究所

山下 紀明

実際に進めていく上で最初に考えること

- ・ 仲間づくりとステークホルダーの巻き込み方
- ・ 地域協議会等の立ち上げ方
- ・ 事業主体の選択と立ち上げ方
- ・ 民間と行政のパートナーシップ



なぜ仲間づくりが必要なのか？

1. 事業としてコミュニティパワーを実現するには非常に多岐にわたる作業に取り組むことになる
 - ひとりですべてをこなすことは不可能
 - 実際に手を動かして計画を具体化する人が複数必要
 - 関わる人が増えるほど視点が広がる
2. 地域の資源を利用するので、できるだけ早い段階で合意形成をはじめることが重要
 - 少なくとも資源管理に関わる人たちとの情報共有は必須
 - 「反対されないように根回し」というよりは、積極的に参加する「仲間」になってもらいたい

どのような「仲間」を想定して広げるか？



- ・ よそ者
 - 良くも悪くも「しがらみ」に縛られず、自由な立場で意見やアイデアを出せる
- ・ 若者
 - 事業は長期にわたって続くので、最初から世代間の継承を頭に入れておく
- ・ バカ者
 - 新たな社会ビジネスモデルを考える上で、従来とは異なる発想が大事
- ・ 女性
 - タテ社会の「古い秩序」から自由で、バランスをもった見方ができる場合が多い

「地域オヤジ社会」「技術オタク」と上手に付きあう



・ 地域オヤジ社会

- 地域でさまざまな資源や権限をもっているのは、ほとんどがタテ型の組織文化に慣れ親しんだシニア男性
- 対話を通じて思いや背景を知ることが大事

・ 技術オタク

- 技術オタク三大至上主義
 - ・ 特定技術要素至上主義
 - ・ 効率至上主義
 - ・ 新技術開発至上主義
- これらに検討プロセスが支配されないような距離感が大事

「どこまで広げ、どこまで広げないか」常に留意する

ステークホルダーが参加する「公共的な場」をつくる

- ・ 「公共性」とは？

→ ○ 誰にでも開かれている / × 公共性 = 行政

- ・ どのようなメンバーで構成するか？

→ 地域によって適切な構成は異なる

✓ 地域の「顔」といえるような人

- ・ 地元の老舗企業の代表者、名士など

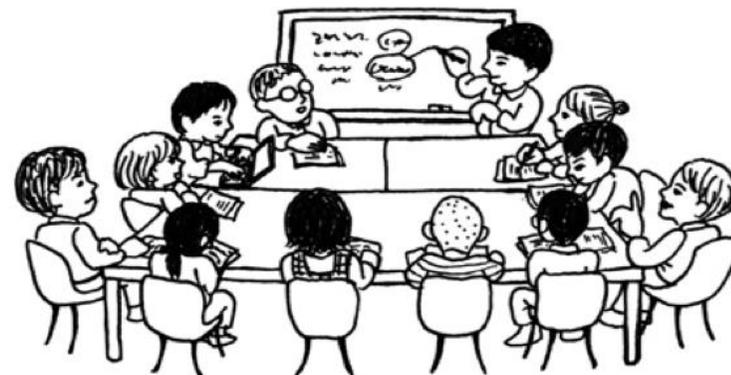
✓ 専門性をもって計画作りを手伝ってもらえる人

- ・ エンジニアリング、金融・会計、税務、法務、営業・マーケティングなどの専門知識と経験

✓ 地域の目線で地域の言葉を語れる人

- ・ まちづくり、地域文化活動など

→ 地域協議会を立ち上げる！



「公共性」＝「みんなの思い」を可視化する

「場」ができれば、みんなで「ビジョン」をつくりあげる

→ コミュニティパワーの実現を通して、どのような地域社会を目指していくのか？

- ✓ みんなで共有する「目標」
- ✓ 日常の活動の「指針」
- ✓ 立ち返ることのできる「原点」

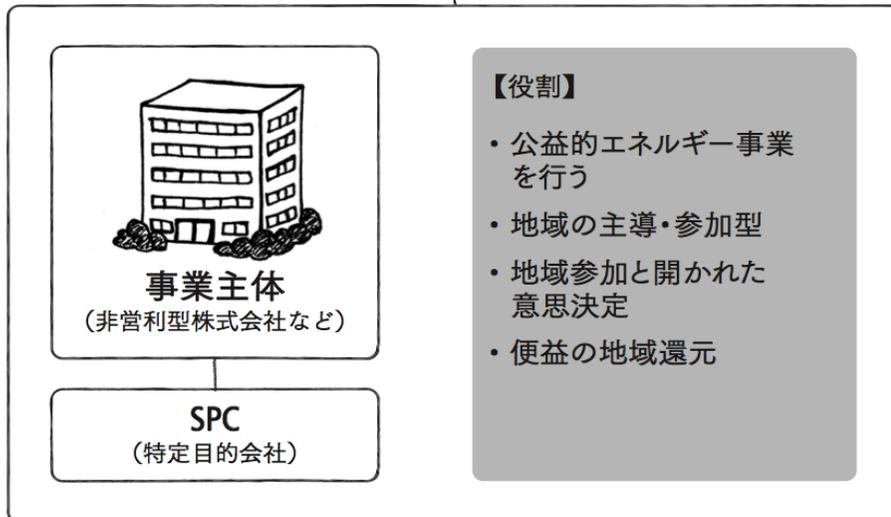
→ 参加者の熟議と対話を尽くしてつくりあげる

ビジョンの例：

- 会津電力
 - ・ 「10年以内に福島で100%自然エネルギーを実現する」
- ほうとくエネルギー
 - ・ 「報徳思想を地域のエネルギーのあり方に反映させていく」



全体枠組みと体制の構想



協議会と事業主体の役割・関係を整理する

・ 協議会

- 幅広い参加者のもとで、公共性を担保する場
- 法人格をもつ場合もあるし、もたない場合もある

・ 事業主体

- 具体的にエネルギー事業を実施する組織
- 機動性をもって意思決定できる組織構成

事業主体の選択と立ち上げ

意思決定とガバナンスの観点から検討し、適切な法人格を選択

	株式会社	合同会社	有限責任事業組合	一般社団法人	NPO 法人
法人格の有無	あり	あり	なし	あり	あり
責任範囲	有限責任	有限責任	有限責任	設立時役員の 損害賠償責任 について定款 で定める	-
重要事業の 意思決定	株主総会での決 議が原則必要	社員総会での 決議が必要	社員総会、取締役会 は不要	総会での決議 が原則必要	総会での決議 が原則必要
	1株につき1議 決権	社員1人につ き1議決権	総組合の全員一致 で行うのが原則	社員1人につ き1議決権が 原則	社員1人につ き1議決権
利益分配	出資金の比率に 応じて	自由な分配が 可能	自由な分配が可能	分配不可	分配不可

農林水産省補助事業

平成27年度農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業

第1回研修会

自治体政策

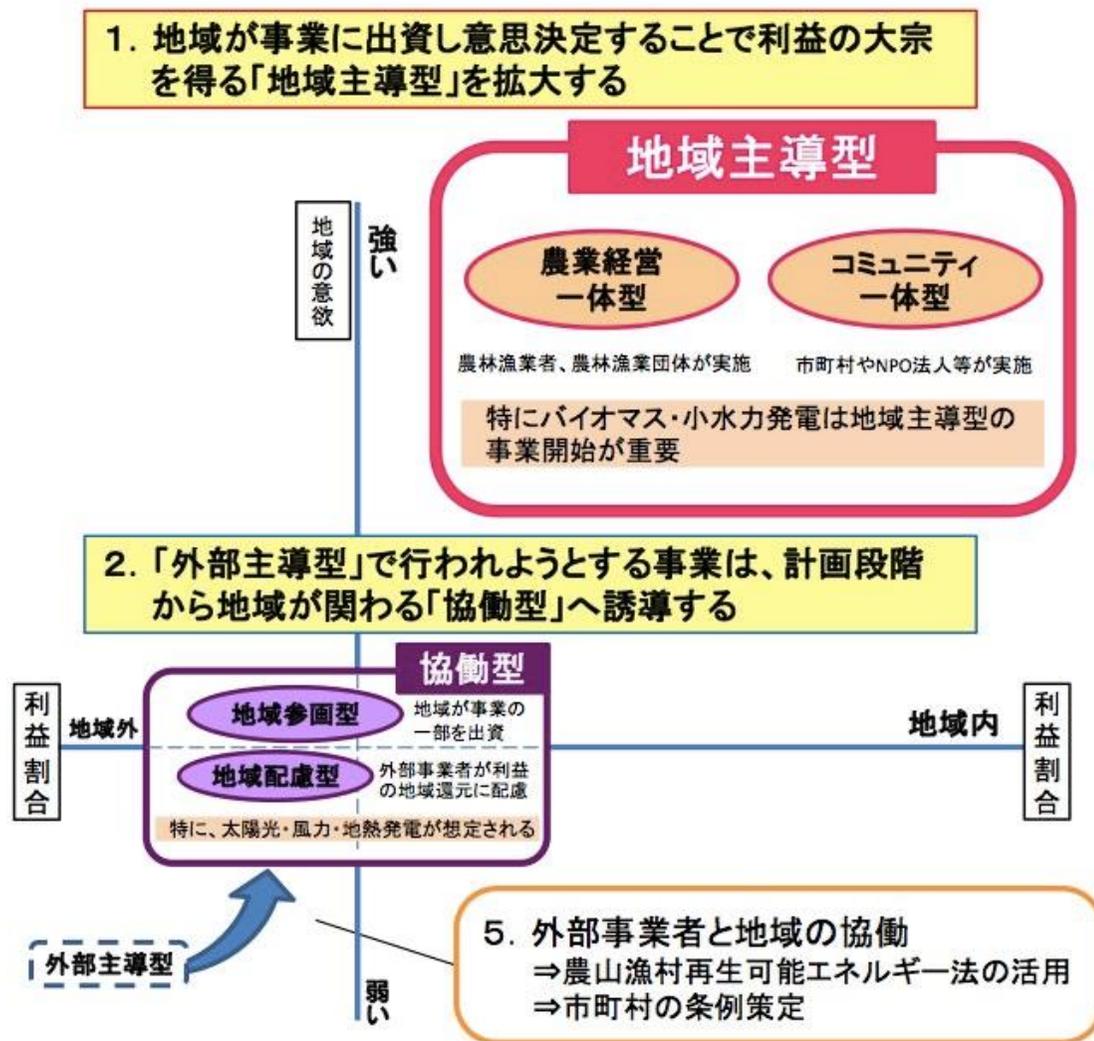
2015年7月17日

認定NPO法人 環境エネルギー政策研究所

山下 紀明

自然エネルギーの地域主導型・協働型

地域が主体か、外部との協働か、で参加の容易さと利益が異なる。



自治体エネルギー政策の必要性

エネルギーシステムの変化：
「大規模・集中・独占型」
→「小規模・地域分散・ネットワーク型」

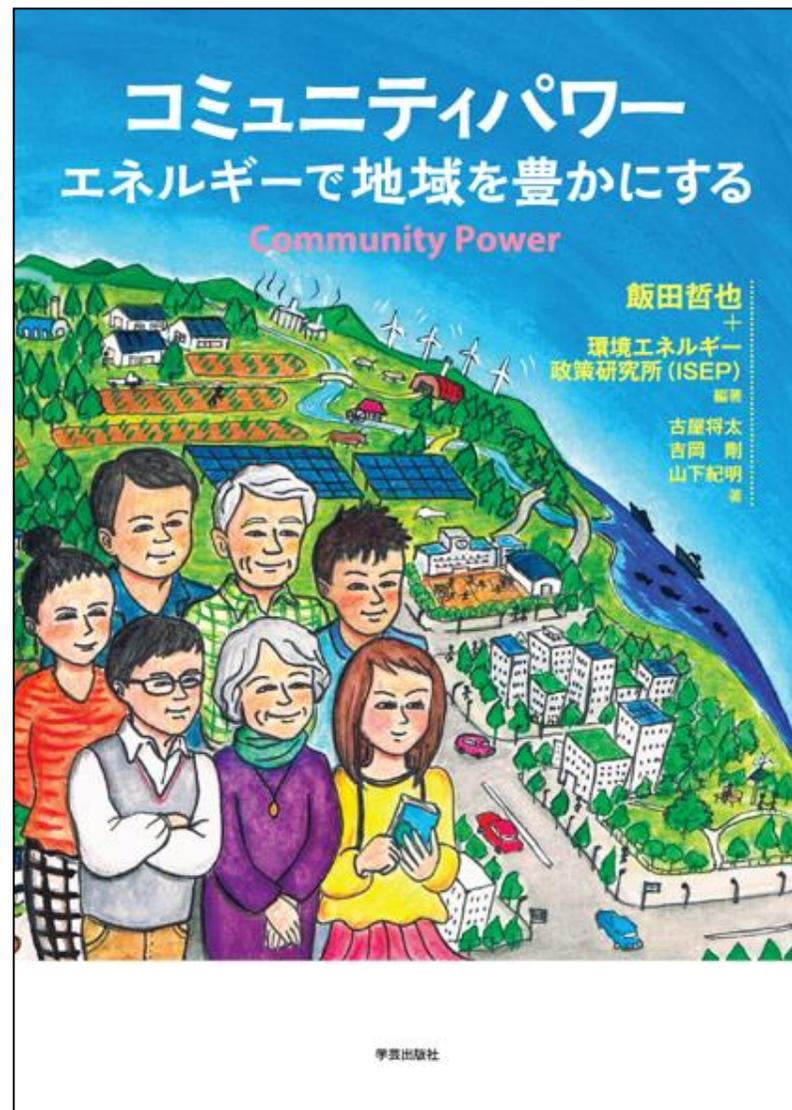


エネルギー政策も国→地域へ



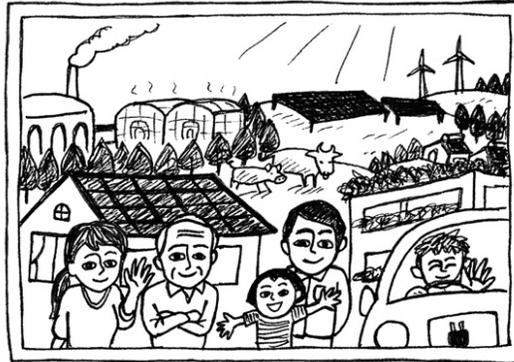
自治体エネルギー政策
＝「地域の未来を考えること」
＝温暖化・環境対策**だけではない！！**

- ✓ 地域経済効果（産業・雇用の創出）
- ✓ まちづくり（都市・交通計画）
- ✓ 市民参加
- ✓ 地域らしさを活かした取り組み



統合的・実効性のある自治体エネルギー政策の三本柱

地域の未来像



- 総合計画や環境基本計画
- 自然エネルギー条例や各種ビジョンなど
- 具体的なコンセプトや目標設定

政策パッケージ



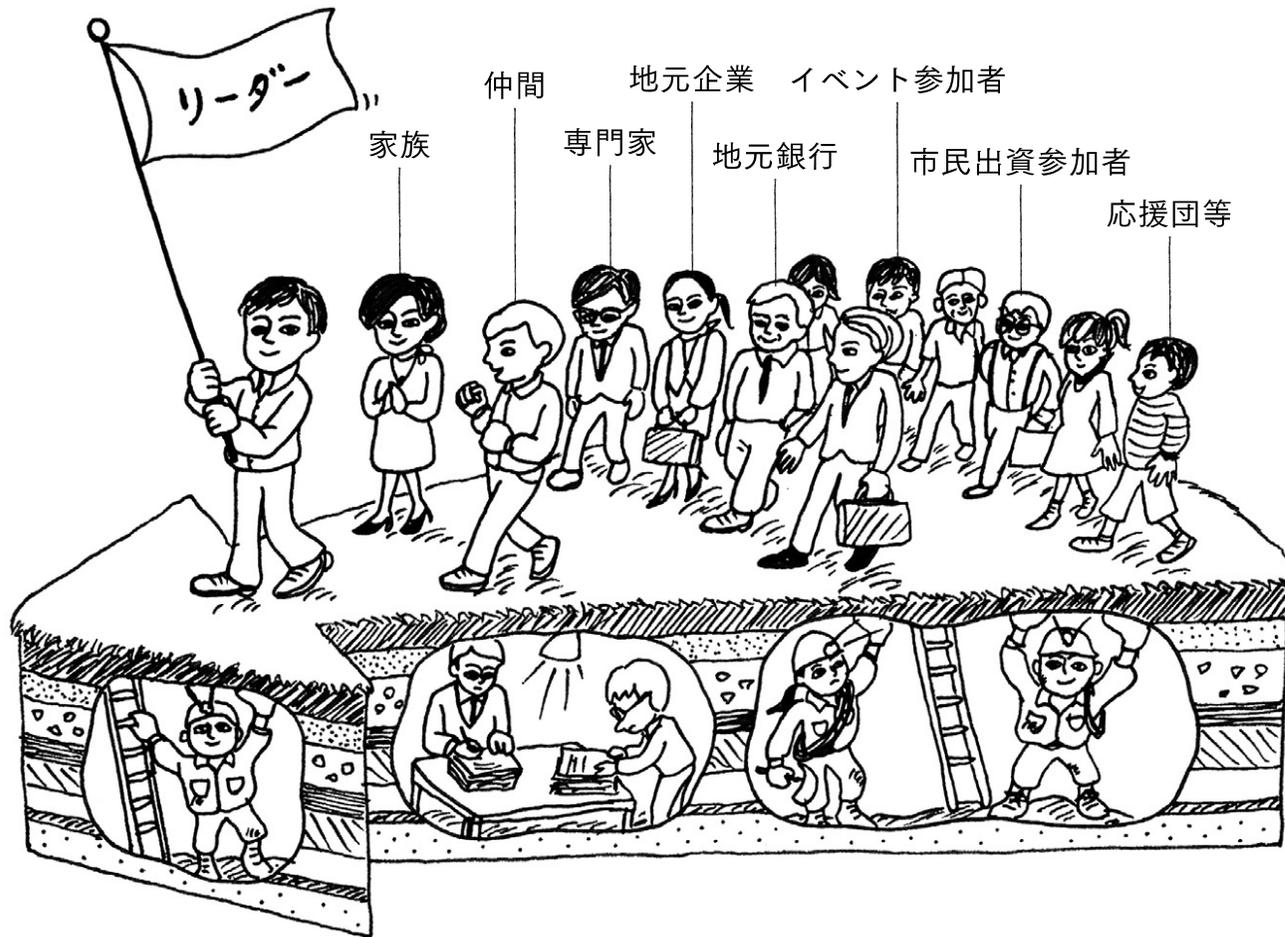
- 地域の実状に合わせた政策の組み合わせ
- 目的ごとに計画・規制・経済・情報的手法を組み合わせる
- 慣例・前例・制度の壁を柔軟に乗り越える

推進体制づくり



- 幅広いステークホルダーの巻き込みとネットワークキング
- 本音で議論できる場づくりとファシリテーション
- 行政内部の連携体制

地域エネルギー事業を進める上での役割分担



主役は市民、行政の役割は場作り&枠組みづくりを連携して実現

自治体自然エネルギー政策の手法

補助金＋普及啓発への依存から、自然エネ政策パッケージづくりへ

計画的手法

- ・スケジュール、手段、進行管理など目標達成のための手段を総合的に提示(自然エネルギー目標値やコンセプト作り)

規制的手法

- ・基準や目標値を守らせる直接規制(自然エネルギー義務化やゾーニング、許認可手続きなど)

経済的手法

- ・経済的インセンティブにより、行動を誘導(補助金、税制優遇など)

自主的取組

- ・事業者が自ら目標を定め、自主的に行うもの(行政のインフラ活用・計画策定、協定など)

情報的手法

- ・環境配慮を評価し、選択できるよう情報を提供(省エネ・自然エネラベルなど)

その他

- ・普及啓発、環境教育・学習など

新しい目標値と制度

100%自然エネを目指す地域、新たな政策を作る地域がある



長野

- 2030年ピーク需要を自然エネで
- 2050年一次エネ35%を自然エネ
- 水力・太陽光中心



福島

- 2040年一次エネ100%を自然エネ
- 水力・風力・太陽光・バイオマス



東京

- 自然エネパッケージ
- 自然エネ義務化も検討中

京都

- 2012年4月から大規模新築・改修への自然エネ義務化



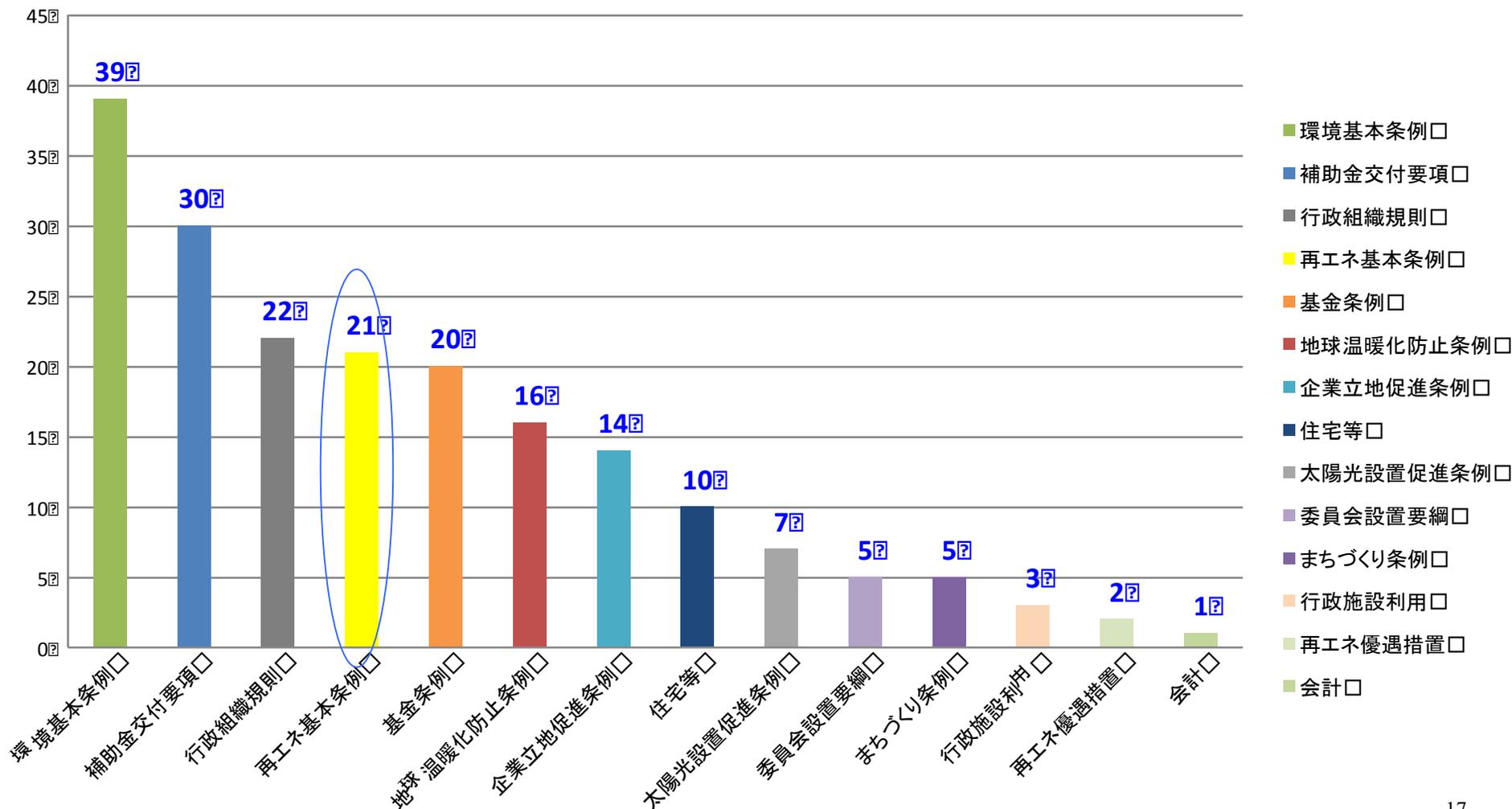
長野県の政策推進事例

地域主導型の自然エネルギーを促進する「十分条件を整える」役割

1. 長野県環境エネルギー戦略と高い目標値の設定
 - 2050年に2010年度の3.4倍、発電設備容量では9倍
 - 2050年に設備容量ベースを最大需要の151%とする
 - とくに温熱政策を充実させ、新築建築物の性能評価制度などを策定
2. 自然エネルギー信州ネットとの連携
 - 事業者同士の連携やノウハウの共有を促進
 - 地域協議会の交流
 - 資金調達手法の研究
3. 担当部署の内外の連携
 - 庁内関連部署と外部有識者とのWGでの本音の議論
 - 関連事業者団体やNPOに出向いての議論

自然エネルギー関連条例・規則の累計化

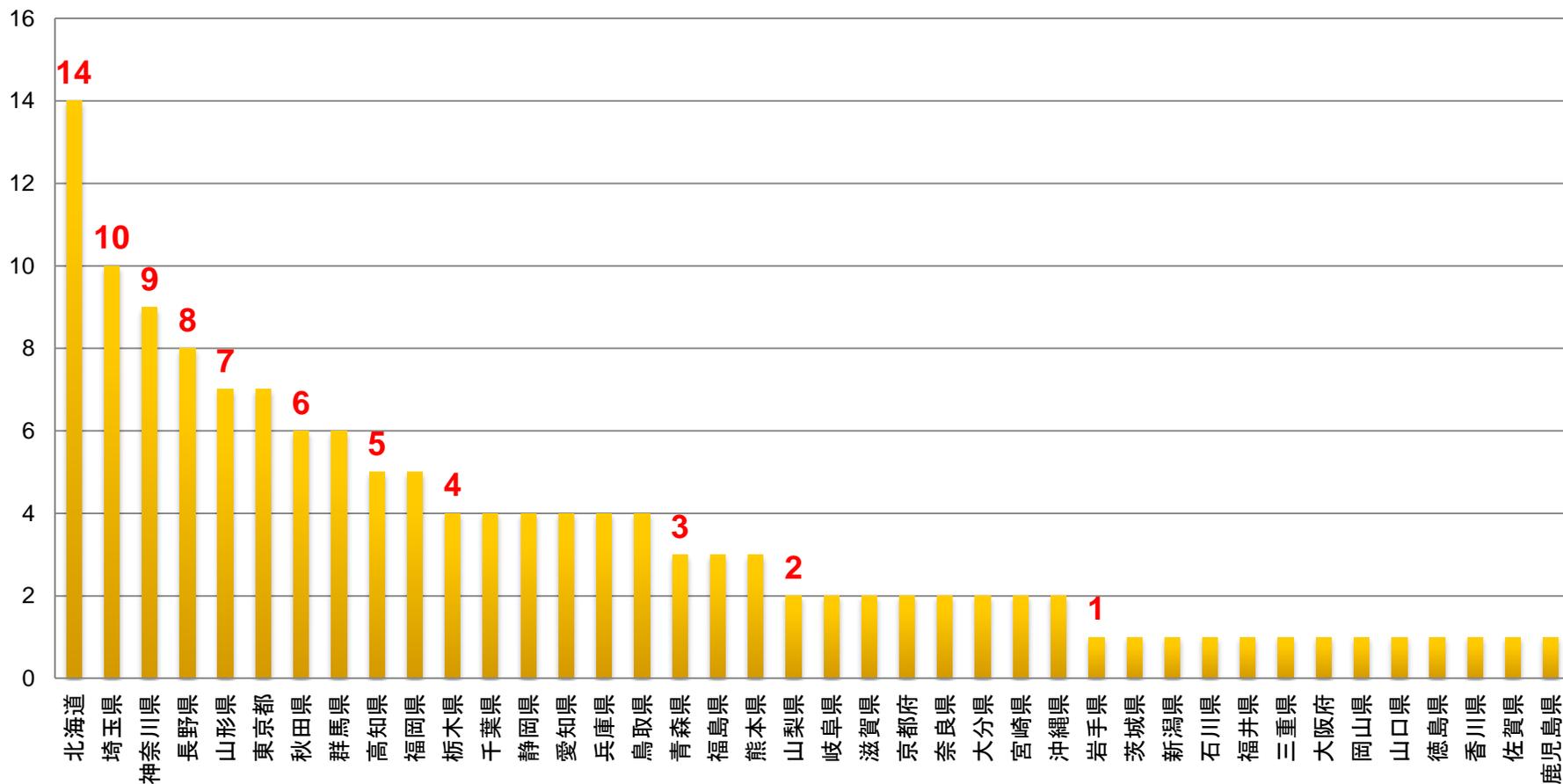
環境基本条例が多いが、新部署設置規則や再エネ基本条例もある。



再エネに関連する条例の都道府県分布

北海道は自治体数も多く、最多。地域別では埼玉や神奈川を含む関東が多く、中部も多い状況にあり、総じて東高西低。

再エネに関連する条例の都道府県別分布



再生可能エネルギー基本条例は現在20余り

湖南省を基本として、飯田市や宝塚市のように具体的な政策措置を見据えて策定された条例が見られる。

番号	条例	都道府県名	施行時期
1	芦別市再生可能エネルギー利用促進条例 第一条(目的)	北海道	2014年4月
2	東神楽町再生可能エネルギー推進条例第一条	北海道	2013年4月
3	榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例	榛東村	2012年3月
4	中之条町再生可能エネルギー推進条例(条例第36号)第一条	群馬県	2013年6月
5	八丈町地域再生可能エネルギー基本条例	東京都	2014年4月
6	神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	神奈川県	2014年4月
7	鎌倉市省エネルギー推進及び再生可能エネルギー導入促進に関する条例	神奈川県	2012年6月
8	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例	神奈川県	2014年4月
9	大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例	神奈川県	2015年4月
★10	飯田市再生可能エネルギー導入による持続的な地域づくりに関する条例	長野県	2013年4月
11	飯島町地域自然エネルギー基本条例	長野県	2014年2月
12	多治見市再生可能エネルギー普及を促進する条例	岐阜県	2013年6月
13	豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例	愛知県	2014年3月
14	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	愛知県	2012年12月
15	設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例	愛知県	2014年1月
★16	湖南省地域自然エネルギー基本条例	滋賀県	2012年9月
17	大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例	大阪府	2012年4月
★18	宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例	兵庫県	2014年10月
19	洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例	兵庫県	2013年6月
20	日南町再生可能エネルギー利用促進条例	鳥取県	2012年1月
21	土佐清水市再生可能エネルギー基本条例	高知県	2013年3月
22	唐津市再生可能エネルギーの導入等による炭素社会づくりの推進に関する条例	佐賀県	2012年7月

自然エネルギー関連条例

基金条例や屋根貸し条例が増えており、地球温暖化防止条例などで自然エネルギーの推進を含めたものもある。

自然エネルギー関連条例

番号	条例	都道府県名	施行時期
1	むつ市太陽の恵み基金条例	青森県	2013年4月
2	寒河江市環境基本条例	山形県	2012年3月
3	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例	茨城県	2013年12月
4	横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業	神奈川県	2013年9月
5	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	大分県	2014年1月

自然エネルギー推進を含むその他条例

番号	条例	都道府県名	施行時期
1	網走市企業立地促進条例	北海道	2012年9月
2	にかほ市住みよい環境づくり条例	秋田県	2012年9月
3	檜葉町町営住宅等整備の基準に関する条例	福島県	2013年3月
4	中野区地球温暖化防止条例	東京都	2011年7月
5	相模原市地球温暖化対策推進条例	神奈川県	2012年12月

飯田市再エネの導入による持続可能な地域づくりに関する条例

■概要

- ・まちづくり委員会や地縁団体等が自然エネ事業が行い、売電収益を主に地域が抱える課題に使うことで、市民が主体となって住みよく便利な地域づくりを進める事業を、飯田市との協働事業に認定し、支援をしていく。
- ・自ら事業を行うことが困難なとき、他の公共的な団体や、市民益に配慮して公共活動を行う企業と協力して発電事業や再投資を行う事業も、同様に支援。

■条例による支援の主な内容

- (1) 住民団体による発電事業計画に対し、様々な専門家による飯田市の審査会から、安定的な運営のために必要な助言と提案を無料で受けられる。
- (2) 事業の公共性と経営安定性を飯田市が公的に認証・公表し、信用力を与え、資金力が乏しい団体でも、地域金融機関等からの貸付けや、市民ファンドが行いやすくなる
- (3) 「飯田市再生可能エネルギー推進基金」により、事業の建設工事の発注のために直接必要となる調査費用を、無利子で貸付けを受けられる。

地域公共再生可能エネルギー活用認定事業

メガさんぽおひさま発電所2013駄科コミュニティ防災センター事業を公共性を持ち、地域に貢献する事業として認定(2013年10月)。



- ・地域防災センターの屋根に太陽光発電(51.30kW)を設置(6月)
- ・駄科区(自治会)からも一口市民出資
- ・非常時の自立電源としての使用(地区に喜ばれた、炊飯、テレビ、携帯充電)
- ・売電収入の一部を防災センターの将来の運営原資として積立て(発電量の数%で、10万円程度)
- ・地区住民への環境教育で協力

宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例

■理念

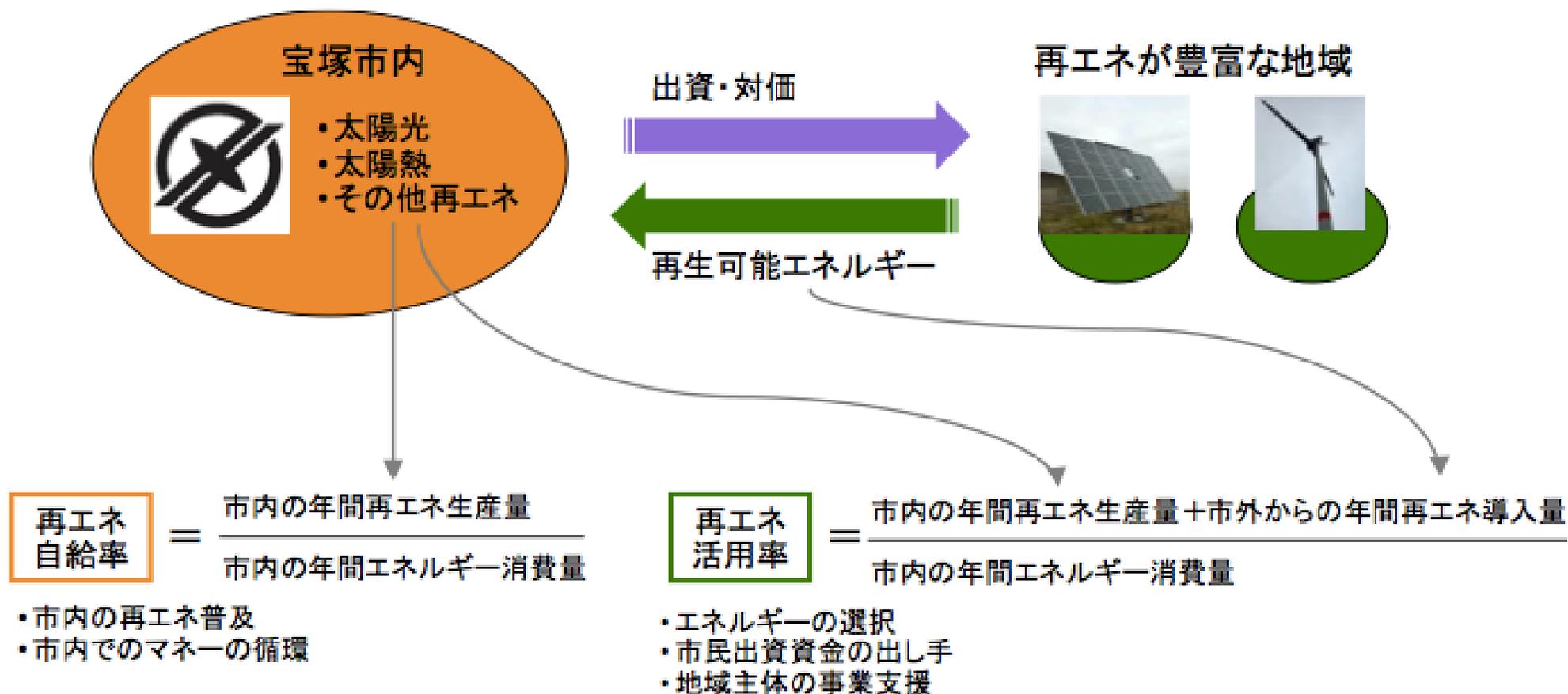
・市民や事業者と協働して省エネルギーの取り組みを行いながら再生可能エネルギーの利用の推進によりエネルギーの自立性を高め、自律的に環境を維持し、持続可能なまちづくりを行う。

■他の再エネ基本条例と比べた特徴

- (1) 基本理念として、再生可能エネルギーを地域の共有資源とし、地域の受益への配慮、地域の条件への配慮、安全安心の確保への配慮、合意形成、協働の促進への配慮を明記
- (2) 「地域エネルギー事業者」を定め、市民や事業者が主体的に係る事業を促進
- (3) 市の責務として、再生可能エネルギーの優先消費、地域エネルギー事業者

宝塚エネルギー2050ビジョン 都市部の特徴に基づく指標設定

省エネと再エネは最大限進めつつも、他地域との連携も考慮。



宝塚エネルギー2050ビジョン 2050年の長期目標

- ① 2050年までに家庭用の電力再エネ自給率50%、熱利用再エネ自給率50%
- ② 2050年までに家庭・業務・産業用の電力再エネ活用率100%、熱利用再エネ活用率100%
- ③ 2050年までに、多くの市民が交通分野の再エネ利用に多様なアクセスができる。

	電力利用	熱利用
家庭部門	50%自給	50%自給
業務部門	100%活用	100%活用
産業部門		

交通部門 多くの市民が再生可能エネルギーをエネルギー源とする様々な交通手段を利用できる状況とする。

図5-4 2050年度（平成62年度）の目標値イメージ

地域主導型再エネ事業のための自治体の課題

- 自治体には何ができるのか？
 - 地域にメリットがある事業を促進・・・地域主導型で継続させる
 - 補助金・普及啓発よりも制度・場作り・・・お金でない支援を最大限行う
- 行政内部の壁をどう突破するのか？
 - 自治体としての推進体制・・・実践との両輪で作っていく
 - 担当部署・担当者の権限・・・自分たちだけでできることに捕われない
 - 他部署を動かす力・・・経験、信用、役所内ネットワークを使い、制度化に
- 地域での協働はどう始めるのか？
 - キーパーソンを見つける・・・場を作り、つなげていく
 - 一緒に学ぶ・・・お互いの特徴を理解し、合意形成も行う
 - 公共と民間のバランス・・・お互いの得意・不得意を活かして進める